

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2025年5月19日	
宇部環境保健所所長 様	
提出者	
住 所 山口県宇部市大字沖宇部525-125	
氏 名 萩森興産株式会社	
代表取締役社長 松 尾 和 弘	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0836-31-1678	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	萩森興産株式会社 宇部生コンクリート美祢工場
事業場の所在地	山口県美祢市伊佐町伊佐字寺ヶ浴4345
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	窯業・土石製品製造業（E・21）
②事業の規模	製造品出荷額（前年度実績）： 25,101万円／年
③従業員数	6名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1による

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙2の管理体制による

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 状	【前年度（2024年度）実績】別紙3－1のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排 出 量	t
	(これまでに実施した取組) コンクリートくず低減を目的に製造量の単位を引き続き見直した。 無機性汚泥はセメント原料として再利用した。	
②計画	【目標】別紙3－1のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排 出 量	t
	(今後実施する予定の取組) 購入者との入念な打合せにより、戻りコンクリートの発生を抑制する。 また、不適合製品についても発生させないようにする。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工程毎に発生したものをそれぞれ識別保管する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工程毎に発生したものをそれぞれ識別保管する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 状	【前年度（2024年度）実績】 別紙3－2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 無機性汚泥はセメント原料として再利用、コンクリートくずは 再生路盤材として処理している。		

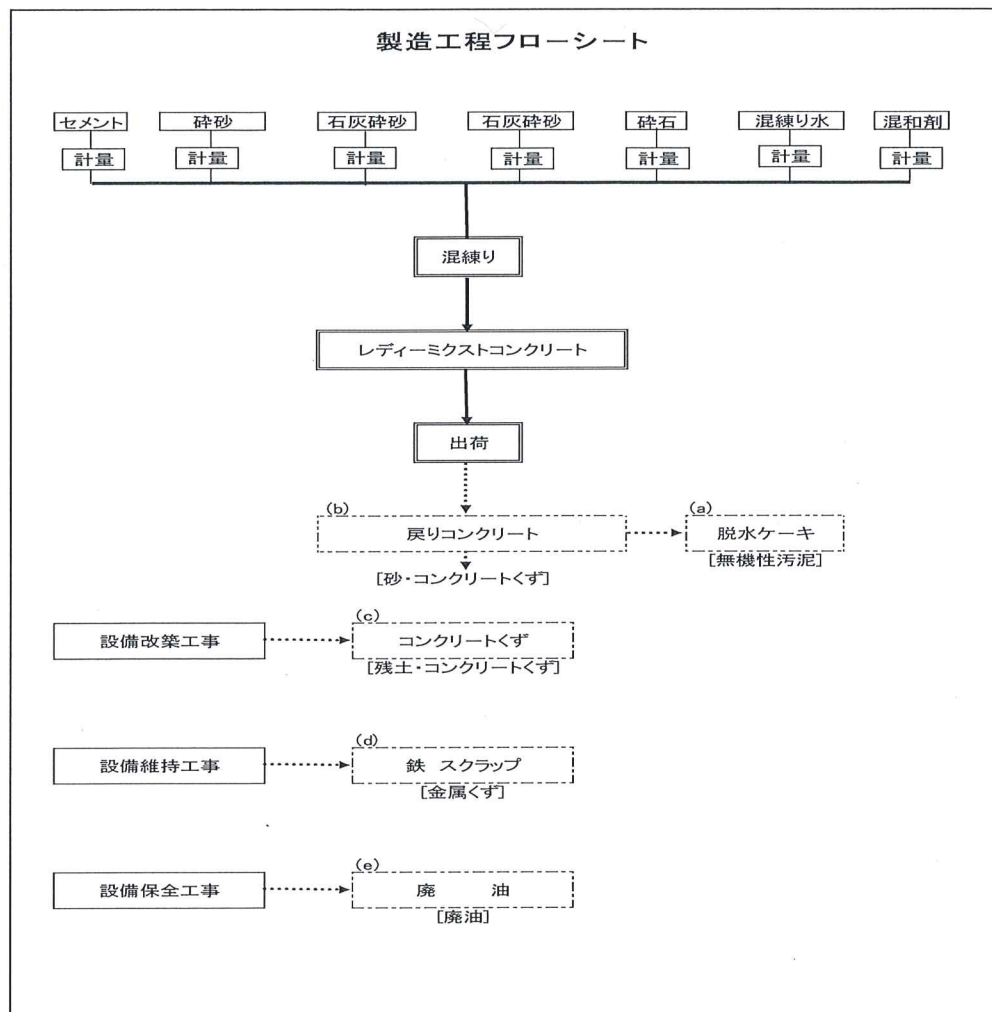
(第5面－1)

②計画	【目標】別紙３－２のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 購入者との入念な打合せにより、戻りコンクリートの発生を抑制する。また、不適合製品についても発生させないようにする。なお、発生したコンクリートくずについては再生路盤材として、無機性汚泥についてはセメント原料として引き続き適切に処理する		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,500トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1



別紙 2

管理体制

統括責任者		所属:美祢工場	役職名:工場長
廃棄物担当		組織名:生産技術本部 美祢工場 組織人数:6 人	
役割	工場環境整備委員会	○ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制, 再生利用, 中間処理, 適正処理の推進, 計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－工場長 ・委員－製造員、試験員	
	廃棄物処理統括責任者	○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 工場の廃棄物管理規程の策定・改廃 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定, 承認	
	廃棄物管理担当	○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○ 処理業者, 再生利用業者の調査, 選定及び管理 ○ 処理委託契約の締結 ○ 産業廃棄物マニフェストの交付・管理 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員, 関連会社に対する教育・啓発 ○ その他関係する事項	

別紙 3 - 1

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

現状 2024年度実績

産業廃棄物の種類	無機性汚泥 (陶磁器くず)	コンクリート くず	廃プラ	廃油	金属くず
排 出 量	501.99 t	1847.95t	0.31t	0.495 t	0.00 t

計画 【目標】

産業廃棄物の種類	無機性汚泥 (陶磁器くず)	コンクリート くず	廃プラ	廃油	金属くず
排 出 量	1000 t 未満	1500 t 未満	30 t 未満	30 t 未満	30 t 未満

別紙 3 - 2

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

現状 2024年度実績

産業廃棄物の種類	無機性汚泥 (陶磁器くず)	コンクリート くず	廃プラ	廃油	金属くず
全処理委託量	501.99 t	1847.95 t	0.31 t	0.495 t	0.00 t
再生利用業者 への処理委託 量	159.62 t	1211.60 t	0.31 t	0.495 t	0.00 t

計画 【目標】

産業廃棄物の種類	無機性汚泥 (陶磁器くず)	コンクリート くず	廃プラ	廃油	金属くず
全処理委託量	1000 t 未満	1500 t 未満	5 t 未満	5 t 未満	5 t 未満
優良認定処理 業者への処理 委託量	1000 t 未満	1500 t 未満	5 t 未満	5 t 未満	5 t 未満

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(2025年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	萩森興産㈱宇部生コンクリート美祿工場	所在地(市町名)	美祿市	事業の種類	E・21
-------------	--------------------	----------	-----	-------	------

(単位:トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託料		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥	501.99	1,000									501.99	1,000		1,000	501.99					
	廃油	0.495	5									0.495	5		5	0.495					
	廃酸																				
	廃アルカリ																				
	廃プラスチック類	0.31	5									0.31	5		5	0.31					
	紙くず																				
	木くず																				
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず		5										5		5						
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	1,847.95	1,500									1,847.95	1,500		1,500	1,847.95					
	紙さい																				
	がれき類																				
物	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物																				
計 (A)		2,350.75	2,515	0	0	0	0	0	0	0	0	2,350.75	2,515	0	2,515	2,350.75	0	0	0	0	0